

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

陽光ビルサービス株式会社

ワーク・ライフ・バランスの観点から、子育てを行う時期であっても仕事と家庭生活との調和を実現することができるよう、次のとおり行動計画を策定する。

【目標 1】 男性従業員の育児休業取得者を年 2 人以上とする。

【対策 及び 実施時期】

●令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

- ① 育児・介護休業法の改正内容や、育児・介護休業に関する就業規則の趣旨・内容について、社内イントラネット（ナレッジスイート）および社内報を活用し、継続的な情報発信を行う。
- ② 男性従業員に対しても育児休業取得を促進する旨を管理職向けに周知し、取得しやすい環境づくりを推進する。
- ③ 育児休業を取得した社員の事例を社内で紹介し、取得しやすい雰囲気づくりに努める。

【目標 2】 仕事と子育ての両立を図るため、各従業員の平均残業時間を月平均 3 時間削減する。

【対策 及び 実施時期】

●令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

- ① 時間外労働の実態を毎月集計・分析し、部署ごとの状況を可視化する。
- ② 社内イントラ（ナレッジスイート）や社内報を通じて、ノー残業デーの趣旨や実施日を改めて周知し、定着を図る。
- ③ 業務分担や業務プロセスの見直しを行い、効率化を促進することで時間外労働の削減に努める。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

陽光ビルサービス株式会社

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨をふまえ、性別にかかわらず従業員が充実した職業生活を送ることができるよう、次のとおり行動計画を策定する。

【目標 1】 新卒採用における女性比率を 20%以上にする。

【対策 及び 実施時期】

●令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

- ① 採用広報活動において、女性の働きやすさや活躍事例を積極的に発信し、女性応募者の増加を図る。
- ② 採用選考時において、男女問わず均等に活躍できる職場であることを説明し、女性の応募促進を強化する。

【目標 2】 仕事と子育ての両立を図るため、各従業員の平均残業時間を月平均 3 時間削減する。

【対策 及び 実施時期】

●令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

- ① 時間外労働の実態を毎月集計・分析し、部署ごとの状況を可視化する。
- ② 社内イントラ（ナレッジスイート）や社内報を通じて、ノー残業デーの趣旨や実施日を改めて周知し、定着を図る。
- ③ 業務分担や業務プロセスの見直しを行い、効率化を促進することで時間外労働の削減に努める。